

一般社団法人日本モルック協会

個人情報取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下、「個人情報保護法」という。）その他の法令等に基づき、一般社団法人日本モルック協会（以下、「当協会」という。）が保有する個人情報の適切な取り扱いに関し必要事項を定めることにより、個人情報の適正な取り扱いを確保し、本法人の業務の適正かつ円滑な運営を図るとともに、個人の人格を尊重し、その権利及び利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において使用する用語については、次の通りとする。

(1) 個人情報

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日、個人識別符号その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。）をいう。

(2) 個人情報データベース等

「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合で、次に掲げるものをいう。

- ①特定の個人情報を、コンピュータを用いて検索することが出来るように体系的に構築したもの
- ②前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することが出来るように体系的に構成したものであつて、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの

(3) 個人データ

「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

(4) 本人

「本人」とは、当該個人情報によって識別される、または識別されうる、生存する特定の個人をいう。

(5) 個人識別符号

「個人識別符号」とは、特定の個人の身体の一部の特徴をコンピュータで使用するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別できるもの、又は、特定の個人に個別に割り当てられた文字、番号、記号その他の符号であつて、当

該特定の個人を識別することができるものをいう。

(6) 役職員等

「役職員等」とは、当協会に所属するすべての理事、監事、スタッフ（ボランティアスタッフを含む。以下同じ。）をいう。

(7) 個人情報保護管理者

「個人情報保護管理者」とは、当協会によって指名された者であって、個人情報保護コンプライアンス・プログラムの計画・運用に関する責任と権限を有する者をいう。

(8) 部門責任者

「部門責任者」とは、各部における個人データの管理に関する責任を負う者をいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、すべての役職員等に適用する。また、退職後においても在任又は在籍中に取得・アクセスした個人情報については、この規程に従うものとする。

2. 各部スタッフ、及び当協会の事業について委託又は依頼を受けた者が、当協会の業務に従事する場合には、当該従事者はこの規程を遵守しなければならない。
3. 前項の従事者を管理する立場にある者は、当該従事者に対しこの規程の遵守を確保するために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報保護管理者)

第4条 当協会においては、代表理事を個人情報保護管理者とする。

2. 個人情報保護管理者は、必要に応じて当協会で行き扱う個人情報について、この規程に定める諸事項を実施・徹底するため、個人情報保護コンプライアンス・プログラム等を策定しなければならない。
3. 個人情報保護管理者は、この規程等の適正な実施及び運用を図り、個人情報が外部に漏洩したり、不正に使用されたり、あるいは改ざんされたりすること等がないように管理する責めを負う。
4. 部門責任者である各部門における担当理事は、当該部門における個人情報の取得及び個人データを適切に管理する任にあたり、個人データの適切な管理のために必要な措置を講じ、個人データの安全確保に努める責任を負う。

(個人情報の取得)

第5条 個人情報の取得は、適法かつ公正な方法によって行い、偽りその他不正な手段によって取得してはならない。

2. 本人から直接に個人情報を取得する場合には、本人（本人が未成年者の場合は、その保護者。以下、「本人等」という。）に対して、次に掲げる事項又はそれと同等以上の内容の

事項を、書面又はこれに代わる方法によって通知し、本人等の同意を得なければならない。

(1) 当協会の名称、個人情報保護管理者の氏名及び連絡先

(2) 個人情報の利用目的

(3) 保有個人データに関する次に掲げる権利の存在、及び当該権利行使のための方法

ア 当該データの利用目的の通知を求める権利

イ 当該データの開示を求める権利、及び第三者提供の停止を求める権利

ウ 当該データに誤りがある場合に、その内容の訂正、追加又は削除を求める権利

エ 当該データの利用の停止、又は消去を求める権利

3. 本人等以外の者から間接的に個人情報を取得する場合には、本人等に対して前項(3)に掲げる事項を、書面又はこれに代わる方法で通知し、本人等の同意を得なければならない。

(利用目的及び個人情報の利用)

第6条 個人情報を取り扱うに当たっては、事前にその利用目的を明確に定めるものとし、当該利用目的は別に定める「プライバシーポリシー」に定める当協会の業務において必要な範囲内でなければならない。

(個人情報の提供)

第7条 個人情報は、別表で定める共同利用の場合、ならびに法令で定める場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、第三者に提供してはならない。

2. 前項の定めにかかわらず、当協会の業務を遂行するために当該業務等の一部又は全部を第三者に委託する必要がある場合には、次に掲げる条件を満たす業務委託先に限り、プライバシーポリシーで周知した利用目的の範囲内において個人情報を当該業務委託先に対して提供できるものとする。

(1) 社会通念上相当な事業活動を営む者であること。

(2) 個人情報の保護に関し、この規程と同等以上の規程を有し、かつその適正な運用及び実施がなされている者であること。

(3) 当協会との間に、適正な内容の個人情報の保護に関する定めを締結し、これを遵守することが見込まれる者であること。

(4) 個人情報の使用を日本国内に限定した、日本国内で業務を行う者であること。

3. 前項の業務委託を行う場合は、事前に個人情報保護管理者による承諾を得なければならない。

4. 本条第2項の定めに従い、個人情報を取り扱う業務を第三者に委託した場合には、当協会が当該業務委託先に課した個人情報の適切な管理義務が確実に遵守されるよう、適時確

認・指導するものとする。

(個人情報の正確性確保)

第8条 個人情報は、利用目的達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の内容に保つよう管理運営しなければならない。

(安全管理)

第9条 個人情報保護管理者は、個人情報の安全管理のため、個人情報の不正アクセス、漏洩、滅失又は毀損防止に努めるものとする。

2. 個人情報保護管理者は、必要に応じて個人情報の安全管理のため、必要かつ適正な措置を定めるものとし、当該個人情報を取り扱う役職員等に遵守させなければならない。

(アクセス制御)

第10条 個人データへのアクセス制御は以下のとおりとする。

- ① 個人情報データベース等を取り扱うことができる情報システムを限定する。
- ② 個人データと紐付けてアクセスできる情報の範囲をアクセス制御により限定する。
- ③ アクセス権により、個人情報データベース等を取り扱う情報システムを使用できる者を限定する。

(外部からの不正アクセス等の防止)

第11条 当協会は、以下の各方法その他の適切な方法により、個人情報データベース等を外部からの不正アクセスまたは不正ソフトウェアから保護するものとする。

- ① 機器にセキュリティ対策ソフトウェア等（ウイルス対策ソフトウェア等）を導入する方法
- ② 機器やソフトウェア等に標準装備されている自動更新機能等の活用により、ソフトウェア等を最新状態とする方法

(役職員等の監督)

第12条 個人情報保護管理者は、個人情報等の安全管理が図られるよう、個人情報等を扱う役職員等に対して必要かつ適切な指導・監督を定期的に行わなければならない。

(個人情報等の消去・廃棄)

第13条 保有する必要がなくなった個人情報等については、直ちに当該個人情報を消去・破棄しなければならない。

2. 個人情報保護管理者は、個人情報の消去・廃棄を行うに当たり、消去・廃棄の日、消去・廃棄した個人情報等の内容及び消去・廃棄の方法を書面に記録し、これを保存しなければならない。

(通報及び調査義務等)

第 14 条 役職員等は、個人情報外部に漏洩していることを知った場合、又はそのおそれがあると気づいた場合には、直ちに個人情報保護管理者に通報しなければならない。

2. 個人情報保護管理者は、個人情報の外部への漏洩について役職員等から通報を受けた場合には、直ちに事実関係を調査しなければならない。

(報告及び対策)

第 15 条 個人情報保護管理者は、前条に基づく事実関係の調査の結果、個人情報外部に漏洩していることを確認した場合には、直ちに次の各号に掲げる事項を関係機関に報告しなければならない。

ア 漏洩した情報の範囲

イ 漏洩先

ウ 漏洩した日時

エ その他調査で判明した事実

2. 個人情報保護管理者は、関係機関とも相談の上、当該漏洩についての具体的対応及び対策を講じるとともに、再発防止策を策定しなければならない。

(自己情報に関する権利)

第 16 条 本人から自己の情報について開示を求められた場合は、原則として合理的な期間内にこれに応じるものとする。また、開示の結果、誤った情報があり、訂正又は削除を求められた場合は、原則として合理的な期間内にこれに応じるとともに、訂正または削除を行った場合は、可能な範囲内で当該個人情報の受領者に対して通知を行うものとする。

(個人情報の利用又は提供の拒否権)

第 17 条 当協会が既に保有している個人情報について、本人からの自己の情報についての利用、又は第三者への提供を拒まれた場合は、これに応じるものとする。ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1) 法令の規定による場合

(2) 本人又は公衆の生命、健康、財産などの重大な利益を保護するために必要な場合

(苦情の処理)

第 18 条 当協会の個人情報の取り扱いに関する苦情の窓口業務は、協会総務部が担当する。

2. 個人情報保護管理者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備並びに支援を行う。

3. 総務部チーフは、適宜個人情報保護管理者に苦情の内容について報告するものとする。

(改廃)

第 19 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

本規程は、2025 年 3 月 16 日から施行する。

2. 本規程は、2025 年 6 月 1 日をもって改定された。

別表

当協会のサービスの提供及び運営のための共同利用

(1)	個人情報の取得と利用目的について
	当協会は、下記第(2)項に規定する個人データを、下記第(3)項に規定する各団体と共に、下記第(4)項に規定する利用目的（以下、「利用目的」という。）の達成に必要な範囲内で、当協会及び各団体で共同利用する場合があります。
(2)	当協会及び各団体の間で共同利用される個人データの項目
	当協会公認モルック指導員及び公認モルック審判員として登録された方に関する個人データのうち、氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス
	当協会に登録される地域登録団体の代表者を含む団体三役に関する個人データのうち、氏名、住所、電話番号、メールアドレス、勤務先・就学先情報
(3)	当協会と共同して利用する者（各団体）の範囲
	当協会に登録している都道府県協会 https://molkky.jp/jma/prefectural-associations/
(4)	利用する者の利用目的
	大会、研修会等の案内等の送付、配信、登録状況の確認、地域登録団体に有益と考えられる各種情報の提供、サービス向上等を目的とした調査、その他登録業務に関連して必要な場合に利用します。
(5)	共同利用の管理責任者
	一般社団法人日本モルック協会 代表理事 ハツ賀 秀一 埼玉県さいたま市南区神明1丁目4番15号